

川崎市バスロケーションシステム導入補助金交付要綱

平成19年12月20日市長決裁

19川ま交政第192号

(目的)

第1条 この要綱は、一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者。以下「事業者」という。）が行うGPS等を用いてバスの位置情報を収集し、表示板やスマートフォンなどに運行情報を提供するシステム（以下「バスロケーションシステム」という。）の導入事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、公共交通である路線バスの利用を促進することにより、道路混雑の緩和、地域環境の改善に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、川崎市内に営業所を有する事業者とする。

(事業年度)

第3条 本事業の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日国総支第61号）第27条の別表又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観観産第690号）第28条の別表に定める多言語バスロケーションシステムを導入する事業、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成31年4月18日国総計第3号）第5条別表に定める新モビリティサービス推進事業の内、運行情報を提供する事業とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、バスロケーションシステム導入事業、または、新モビリティサービス推進事業で運行情報を提供する事業の実施に要する経費のうち、川崎市内の営業所に属する車両の運行システムの導入や、混雑情報をバスロケーションシステムに付加するなど、高度なICTを活用した運行情報を提供するシステムの導入（ただし、バスの位置情報以外の情報収集は含まない）に必要と認める経費とする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1（表示板は5分の1）を乗じて得た額とし、予算の範囲内において決定する。ただし、1営業所につき20,000千円を限度とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象事業者が当該年度に川崎市と川崎市以外の地方公共団体から補助事業に係る補助金の交付を受ける場合における補助金の額については、市長が別に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市バスロケーションシステム導入補助金交付申請書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする事業年度の年内までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第8号に掲げる書類については、前項に規定する期限までに提出することが困難な場合には、申請者の確約書をもってこれに代えることができる。この場合においても、補助事業に係る事業の完了の日までに、同号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (2) 補助事業の経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (3) 補助事業の効果を記載した書類
- (4) 本事業の事業年度を含む「バスロケーションシステム」導入計画書、「新モビリティサービス」推進事業計画書
- (5) 補助対象経費の算出根拠を示す書類（見積書、見積明細、仕様書等）
- (6) 車載する車両導入リスト（車両登録番号及び配置営業所名）及び自動車検査証の写し
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する総車両数及び川崎市内の営業所に属する車両数を記載した書類
- (8) 前条第3項に該当し、川崎市以外の地方公共団体からも補助を受けようとする場合は、当該地方公共団体の負担する額を証明する書類
- (9) その他必要な書類

(補助金の交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、第6条に規定する申請を受理した場合は、速やかに当該申請書及び添付書類を審査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに川崎市バスロケーションシステム導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付対象事業、補助対象経費、補助金額及びその他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を変更しようとするときは、川崎市バスロケーションシステム導入補助事業内容変更承認申請書（第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は補助金額について変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市バスロケーションシステム導入補助事業変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により承認をする場合は、条件を付することができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定により、補助金の交付の変更を決定したときには、速やかに川崎市バスロケーションシステム導入補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止の承認及び通知)

第11条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、川崎市バスロケーションシステム導入補助事業廃止承認申請書（第6号様式）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、補助事業の廃止を承認したときには、川崎市バスロケーションシステム導入補助事業廃止承認通知書（第7号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、交付対象事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、川崎市バスロケーションシステム導入補助事業完了実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請求書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 車載した車両導入リスト（車両登録番号及び配置営業所名）及び自動車検査証の写し
- (4) その他必要な書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する補助事業完了実績報告書を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市バスロケーションシステム導入補助金額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、現地調査をすることができる。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金額確定通知書を受けた後、補助金の交付を受けるため所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業者からの適法な請求書を受領後、30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 第10条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金を受けてから5年が経過するまでは、市長の承認を得ずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、変換し、廃棄し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が前項の規定による承認を受けて取得財産を処分し、収入が発生した場合には、その収入の全部又は一部を、市に納付させることができる。

（帳簿の保存）

第18条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（補助金の交付申請に関する経過措置）

- 2 平成19年度の補助金の交付申請については、第6条中「11月15日」とあるのは「12月25日」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。（23川ま交政第267号）

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。（25川ま交政第356号）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（2川ま交政第459号）

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。（4川ま交政第89号）